

令和7年度第2回文京区障害者地域自立支援協議会全体会 次第

令和7年3月3日(火) 午後2時から

区民センター3A会議室

1 開会

開会挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 【資料第1号】

2 議題

(1) 区の現状・制度説明 【資料第2号】

(2) 専門部会より活動発表

- ・相談・地域生活支援専門部会 【資料第3号】
- ・権利擁護専門部会 【資料第4号】
- ・障害当事者部会 【資料第5号】
- ・子ども支援専門部会 【資料第6号】

休憩

(3) 就労支援専門部会の取組 【資料第7号】

- ・就労選択支援について
- ・モデル事例の発表
- ・質疑応答
- ・総括

3 閉会

閉会挨拶

地域自立支援協議会とは

「障害のある人もない人もどうすれば、地域で暮らし続けられるか、ということを経験した立場の人が集まって、真剣に論議していく場である。また、そこで出てきた課題について、どう解決していくかを模索していく仕組みである。」

（西宮市地域自立支援協議会運営委員会会長 玉木幸則）

- ・文京区をすべての人が自分らしく生きることができる区にしていくという共通の目的を持つ
- ・そのために、障がいのある人や子どもたちの生活を「ものさし」として地域の課題や問題、社会サービスの情報の共有・整理・抽出する
- ・抽出したものを文京区等に提言・提案する
- ・地域の関係者によるネットワークを構築し、支援の工夫をおこなう
- ・文京区は2008（平成20）年3月に発足。
- ・現在、5つの部会：相談・地域生活支援、権利擁護、就労支援、障害当事者、子ども支援

協議の積み重ねにより、社会を変革していく会議体

国際障害者年行動計画の定義の意味(1980)

(障害者問題の解決は「すべての人々の社会づくり(A society for all)」)

「障害という問題がある個人とその環境との関係としてとらえることが、より建設的な解決の方法であることは、ますます明らかになりつつある。多くの場合社会環境が人間の日常生活での身体や精神への影響を決する。社会はいまなお身体的・精神的能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概して行っている。物理環境、保健・社会サービス、教育、労働機会、スポーツを含む文化的・社会的な生活全体を障害のある人々にとって利用しやすいように整える義務を社会は負っている。これは単に障害者のみならず、全ての人々にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。」

障害者の権利に関する条約 (2014年2月19日効力)

第17条：「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、
その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。」
(integrity = 不可侵性)



人としてあたり前の生活の保障



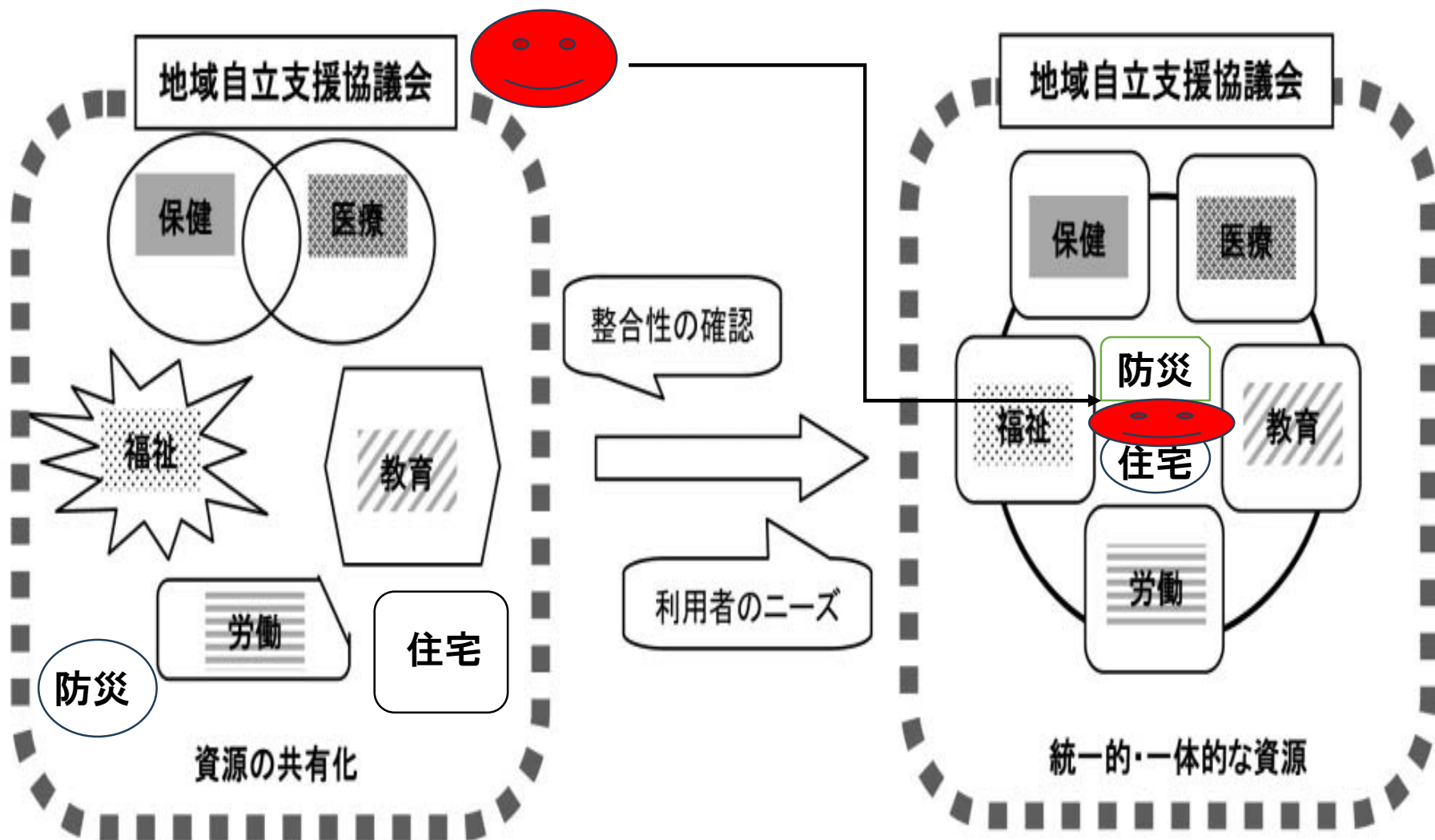
「私たちのことを私たちぬきで決めないで！」
(Nothing about us, without us!)

意思決定（支援）・人生の主人公

医学モデルから社会モデルへ

- 「医学モデル」：障がいのある人が、困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、克服するのはその人や家族の責任だとする考え方 → 訓練・指導・教育
- 「社会モデル」：「社会の側が『障がい（障壁）』をつくっており、それを取り除くのは社会の責務だ」とする考え方 → バリアフリー・環境調整・意思決定
- 学校や職場、街のつくり、慣習や制度、文化、情報、意識など、どれをとっても強者を基準にしたものである。そうした社会のあり方が、それが障がいのある人に、高齢者に不利を強いていると考えるのが「社会モデル」である
- 「障がいがあるから、認知症があるから不便」のではなく、「障がいとともに生きることが、認知症の方々とともに生きることが拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想の転換を促している
- 強者の論理で築かれた社会のあり方を障がいのある人の生活を基準として社会変革をしていくこと
- 真の民主主義、平等、公正、平和な社会の構築

官僚制・縦割り・連携不足



地域・連携(ネットワーク)で支える

- 本人を中心に据えて支える
- 本人の意思(望む生活)を中心に支える
- 本人の力、強さを中心に支える
- 本人の意思の実現をチームで支える
- 本人を取り巻くネットワークで支える
- 本人を権利擁護ネットワークで支える
- 本人とチームが社会資源を創出する



このプロセスを共有化し、バリアフリー、差別解消、まちづくり、障害者権利条約の具現化

機能：情報・調整・開発・教育・権利擁護・評価・提言
あらためて自立とは何か、そのための協議会とは

文京区障害者実態調査 質的調査 令和7年度調査対象 東洋大学社会学部社会福祉学科 志村ゼミ、高山ゼミ（3.4年次生）

- ・場所：区内施設18か所（障害児施設2施設追加）、都外入所施設4か所
- ・人数：約150人（GH及び通所施設を利用している知的障害者・児、精神障害者・児）
- (1)主に知的障害者が利用する就労継続支援B型事業所のインタビュー調査結果
- (2)主に精神障害者が利用する通所施設(就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センター)のインタビュー調査結果
- (3)主に知的障害者が利用する生活介護事業所のインタビュー調査結果
- (4)主に知的障害者が入居する共同生活援助(グループホーム)事業所のインタビュー調査結果
- (5)障害児が利用する放課後等デイサービス事業所のインタビュー調査結果
- (6)主に知的障害者が利用する都外入所施設のインタビュー調査結果

知的障害者の生活介護、就労支援、GH

- 地域：地域に活動の場（居場所）が少ない、本人の持つ選択肢が限定的、生活が施設と家庭の中で完結、交友関係の範囲が狭く、社会的なつながりが限定
- 家族：家族が本人の生活や考えに与える影響が大きい、家族のいない利用者が抱える孤独感、将来的な家族支援への懸念、成年後見制度の活用
- 災害：利用者と職員間における防災意識の差、避難所での支援に対する不安
- GH：より自由な生活がしたい、GHを移動したい、友人がほしい、災害の際の支援が不安

精神障害者の就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センター、GH

- 地域：新たな人間関係の構築が難しい、自らの病気のことが不安、アパートの環境が悪い、生活保護から脱却したい、自分のペースでできる仕事をしたい、医療機関が遠い、友人が欲しい
- 災害：夜間に災害が起きた時に避難所に行けるのか不安、近所に支援者が欲しい、災害の際に薬のことが心配、避難所の集団での生活環境は合わない
- GH：退所後の生活が不安、コミュニケーション不足により、情報を得られる体制が整えられていない、長期間利用できるGHがほしい、家賃補助をしてほしい

障害児が利用する放課後等デイサービス事業所のインタビュー調査結果

現状・課題	考えられる対応策
バス停から施設までの距離が遠くて不便	・バス停から施設までのシャトルバスをだす ・誰か1人バス停から施設まで迎えに行く職員をつける
災害時の防災意識が低い	・定期的に被災時のシミュレーションをする機会を設ける ・防災マップを自分たちで作る機会を設ける ・起震車など災害を体験できる機会を設ける
人との交流が家族や施設内の友人に限定	・学校で障害についての啓発活動 ・施設と学校の連携をより強いものとする

知的障害者が利用する都外入所施設のインタビュー調査結果

現状・課題	考えられる対応策
文京区への思いに関するアセスメントの必要性	施設周辺の相談支援事業所や入所施設のサービス管理責任者、支援者では、難しいアセスメントになるため、文京区行政が支援チームの中に入り、意思決定支援に主体的に関わっていく必要がある
文京区への地域移行の意向を把握する必要性	地域移行の社会資源である、グループホーム等の居住の確保が求められる
一時的な里帰りの体験の必要性	文京区内で生活体験を行うことができる資源をつくる必要がある。

共通のテーマは「防災」

- ・障がいのある人たちの災害時への対応を考えることは、すべての人のことを考えることになる。→BCP(事業継続計画)の見える化
 - ・避難所、福祉避難所、住まい、トイレ、入浴などの環境面
 - ・避難が長期化したときの環境、支援のあり方
 - ・食事、服薬、介護・支援などの生活・健康面
-
- ・避難の場所への方法・支援・支援者(昼間・夜間)
 - ・サービス等利用計画等に明確化できるか
-
- ・今の支援が有事の際に継続できるのかが問われてる
 - ・個人レベル・地域レベル・区レベル・広域レベル

文京区障害者（児）実態・意向調査のあらまし

文京区では、3年ごとに障害のある方を支援するための計画を作っています。
その計画を作るために、障害のある方の状況、困っていること、どのように暮らしていきたいかなどを知るため、令和7年10月にアンケート調査を行いました。



在宅の方 18歳未満の方 施設入所の方 サービス事業所 長期入院施設

① 在宅の方を対象にした調査

アンケートに回答してくださった方（ご本人 78.2%、ご家族の方 13.8%）※重複障害（ひとりで2つ以上の障害のある方）障害の方も含みます。

肢体不自由 320 人 音声・言語・そしゃく機能障害 87 人 視覚障害 163 人 聴覚・平衡機能障害 153 人 内部障害 324 人
知的障害 256 人 発達障害 263 人 精神障害 626 人 高次脳機能障害 40 人 難病（特定疾病）817 人 その他 42 人

年齢については、「50～59 歳」が 16.4%と最も多くなっており、次いで「60～69 歳」、「70～79 歳」が 15.2%、「40～49 歳」、「80～89 歳」が 13.6%となっています。

普段の生活で困っていることは？

《全体》 将来に不安を感じている 36.9% 健康状態に不安がある 36.8%

■ 自分の考えが伝えられない

知的障害（58.2%）、発達障害（49.0%）、高次脳機能障害（45.0%）

■ 災害時の避難に不安がある

知的障害（48.0%）、高次脳機能障害（45.0%）

■ 外出に支障がある

視覚障害（43.6%）、知的障害（35.2%）、高次脳機能障害（35.0%）



普段の生活に必要な介助・支援は？

■ お金の管理

知的障害、発達障害

■ 区役所や事業者等の手続き

高次脳機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、聴覚・平衡機能障害

■ 代筆・代読

視覚障害

■ 調理・掃除・洗濯等の家事

肢体不自由、精神障害、内部障害



主な介助者(手伝いをしてくれる人)の状況

- 「配偶者(結婚相手)」が 24.4% 「母親」が 22.7%
- 介助者の年齢は60歳以上の方が全体の半分以上を超えている。
- 「19 歳以下」は 0.5%。
- 「働いていない」47.2% ■フルタイムで働いている 29.2% ■「パート・アルバイト等」で働いている 19.0%。

困った時の相談相手は？

- すべての障害で「家族や親せき」が一番多い。

知的障害 「利用している施設の職員・グループホームの世話人」の割合が多い。

精神障害 「お医者さんなどの医療関係者」の割合が多い。



住まいで困っていることは？

- 「建物が古くなっている（老朽化）」（18.9%）
- 「家賃など住むためのお金が高い」（18.0%）

「発達障害」と「精神障害」では、他の障害と比べて、「家賃などの住居費の負担」と答えた方の割合が大きい。



今後希望する生活は？

■「地域で自分らしく暮らす」(42.7%)

■「親や家族と一緒に生活する」(22.0%)

知的障害では、他の障害と比べて、「10年以内」「10年以上先」にグループホームに住みたいと答えた方の割合が大きい（10年以内 11.3%、10年以上 15.2%）。

地域で安心して暮らしていくために必要なこと(施策)は？

《全体》「経済的(お金の)支援の充実」(27.8%)、「障害のある人への理解を深めてほしい」(27.6%)

■「医療やリハビリテーションの充実」	「肢体不自由」、「音声・言語・そしゃく障害」、「内部障害」、「高次能機能障害」「難病」
■「障害のある人への理解を深めてほしい」	「視覚障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「発達障害」
■「経済的(お金の)支援の充実」	「精神障害」
■「グループホームを増やす」	「知的障害」

障害のある方が働くために希望する支援は？

- 「自分に合った仕事を見つける支援」(29.2%)
- 「働くための相談支援」(26.6%)
- 「企業（働くところ）が障害への理解を深めること」(23.3%)



災害が発生した時に困ることは？

(★障害当事者部会でも話し合いました。)

- 「一人で避難できない」
- 「薬や医療的ケアを確保できるか不安」



障害福祉サービスを利用している方のサービス等利用計画の作成は？

- 「相談支援専門員に作成を依頼している」 24.9%
- 「ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼している」 12.1%
- 「自分たち家族や支援者とセルフプランを作成している」 9.0%

関連 セルフプランを作成した理由

「身近にサービス等利用計画を作成する相談支援事業所が見つからなかったから」 19.5%

② 18 歳未満の方を対象にした調査

アンケートに答えてくださった方（ご家族の方 92.7%、ご本人 6.2%）

肢体不自由 37 人	音声・言語・そしゃく機能障害 30 人
視覚障害 9 人	聴覚・平衡機能障害 14 人
内部障害 28 人	知的障害 167 人
発達障害 285 人	精神障害 17 人
高次脳機能障害 1 人	難病（特定疾病）31 人 その他 31 人。



保護者の方の悩みや不安は？

■「子どもの就学や進路について不安がある」(64.7%)

■「子どもの成長や発達について不安がある」(58.3%)

■「子育てと仕事の両立が難しい」(48.2%)

保護者の方の状況

- 世帯の収入については、「1,000 万円以上」が 54.8%
「500 万円以上～1,000 万円未満」と合わせると、全体の 8 割になっている。
- 9 割以上の父親が、フルタイムで働いている。
- 母親は、フルタイムで働いている人が約 4 割
- パートやアルバイトで働いている人も約 2 割
- 以前は働いていたけれど、今は休んでいる人が約 3 割

困った時の相談相手は？

■「家族や親せき」(76.1%)

■「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」(49.5%)

■「学校の先生」(37.0%)

■「お医者さんなどの医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」(36.8%)



通園生活・通学生活に関する困りごとは？

- 「通園生活」→「本人の成長が心配」(64.4%)、「周りの子どもとの関係が心配」(61.5%)
- 「通学生活」→「子どもの将来に不安がある」(66.9%)、今後の進路について迷っている(50.2%)

学校等以外の過ごし方の希望は？

- 「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」 56.5%
- 「習い事や塾に行かせたい」 38.8%
- 「地域の同世代の子どもと遊ばせたい」 36.5%



地域で安心して暮らしていくために必要なこと(施策)は？

- 「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」(51.0%)
- 「障害のある人への理解を深めてほしい」(40.6%)
- 「18歳以降の居場所」(32.7%)

医療的ケア児やその介助者のために必要な支援策は？

- 「一時的に預かるサービスの充実」(50.0%)
- 「学校における環境を整えてほしい」(50.0%)
- 「経済的な(お金の)支援等の充実」(47.5%)
- 「移動についての支援の充実」(45.0%)

放課後や長期休業中の困りごとは？

「きょうだいや家族が仕事・用事で日中見守る人がいない」(26.2%)
「通っている施設に送迎サービスがないため、負担を感じている」(18.4%)

「長期休業中は、通所している施設が始まる時間が遅くなるので、保護者の仕事やその他家族の介護などで困る。」

③ 施設に入所している方を対象にした調査 (82 名の方から回答)

施設に入所した理由は？

- 「家族による介助が難しくなったため」(54.9%)
- 「いつも介助が必要なため」(28.0%)
- 「生活が守られ安心できるため」(24.4%)
- 「家族などに勧められたため」(24.4%)



今後希望する生活については、「現在の施設で生活したい」(68.3%)が一番多くなっている一方、「わからない」(19.5%)が2割近くとなっています。

地域で安心して暮らすために必要なこと（施策）については、「障害のある人への理解を深めてほしい」(59.8%)が一番高く、次に「入所施設(障害者支援施設等)の整備」(40.2%)、「福祉・医療・介護との連携の充実」(39.0%)と続いています。

④ サービス事業所を対象にした調査 (83 事業所の方から回答)

職員は足りていますか？

- 「やや足りない」(34.9%)、「大変足りない」(25.3%)、「足りない」(19.3%)

区に足りないと思うサービスは？

- 「移動支援」(45.8%)
- 「共同生活援助(グループホーム)」(41.0%)
- 「計画相談支援(サービス等利用計画・モニタリング)」(36.1%)

障害福祉施策の充実に必要なことは？

「福祉で働く人を育てる、働く人を増やして、働き続けられるようにする」が 34.9%と最も多く、次いで「障害者が地域とともに生活できる場の充実」(27.7%)、「移動・外出支援の充実」(22.9%)となっています。

⑤ 長期入院施設を対象とした調査 (149 の病院から回答)

入院している方の年代は？

70 歳以上(49.1%)が全体の 5 割近くを占めており、次いで「60 代」が 28.3%、「50 代」が 17.0%となっている。

入院している期間は？

「1～5 年以内」が 50.9%と全体の 5 割を占めている。

「20 年以上」については、全体の 9.4%となっている。



今の状況は？

「入院治療を要する」が 49.1%、「受け入れ条件が整えば退院可能」が 49.1%となっている。

退院を考えた場合の帰宅先(帰る場所)は？

帰宅先無しが 83.0%と多く、帰宅先有りが 15.1%となっている。

退院に向けたご本人の希望は？

「希望有り」が 37.7%と最も高く、「希望無し」は 32.1%となっている。また、「不明」が 30.2%となっている。

れいわ ねんど
令和7年度

そうだん ちいきせいかつし えんせんもんぶかい
相談・地域生活支援専門部会

じっしじょうきょうほうこくしょ
実施状況報告書

じっしじょうきょう 【実施状況】

だい かい にち じ ねん がつ にち げつよう び
第1回 日時:2025年7月14日(月曜日)14:00～16:10

だい かい にち じ ねん がつ にち きんよう び
第2回 日時:2025年9月18日(金曜日)14:00～15:50

だい かい にち じ ねん がつ にち きんよう び
第3回 日時:2025年12月5日(金曜日)10:00～12:00

じっしないよう 【実施内容】

そうだん ちいきせいかつし えんせんもんぶかい れいわ ねんど
相談・地域生活支援専門部会では、令和5年度より

し えん えんかつ ひ っ ほうほう
「支援を円滑に引き継いでいく方法」
および

く し く
「暮らしをサポートする仕組み」

けんとう かさ ほんねんど けいぞく と く
として、検討を重ね、本年度も継続して取り組んできた。

■ 支援を円滑に引き継いでいく方法

しょうがいふくし かいごほけん いこう いけん
☞ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がわかりにくいにご意見

ぶかいいいん ゆうし けっせい けんとうかいし
があり、部会委員の有志とワーキンググループを結成し、検討開始

ぶんきょうくばん かいごほけん ひ つ い か チェックシート
☞ 「文京区版 介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート」(以下、C S)

さくせい こんねんど だい かい め ぶかい かんせい ほうこく
を作成。今年度、第1回目の部会にて、完成したものを報告

こんねんど と く チェックシート かつよう
☞ 今年度のワーキンググループの取り組みとして、C S を活用していただく

い か ひょう き かい しゅうちかつどう おこな
ために、以下の表の機会にて、周知活動を行っていくことにする

にちじ 日時	しゅうち ば 周知の場	にんずう 人数
ねん がつ にち 2025年11月13日	りんじ していとくていそうだんしえんじぎょうしょれんらくかい 臨時:指定特定相談支援事業所連絡会	めい 24名
ねん がつ にち 2025年11月25日	こまごめちくしょうがいしゃふくしべんきょうかい 駒込地区障害福祉勉強会	めい 23名
ねん がつ にち 2025年11月27日	ほ け ん し ごうどうけんきゅうかい 保健師合同研究会	めい 33名
ねん がつ にち 2025年12月10日	ほうもんか ん ご れんらくかい 訪問看護ステーション連絡会	めい 30名
ねん がつ にち 2026年2月18日	ぶん みやこ かい 文の京ケアマネ会	めい 66名

しゅうち すす ないよう せいさ さんか かんけいきかん はいふ め ぎ
 ☞ 周知を進め、内容を精査し、ご参加いただいた関係機関に、配布を目指して
 いく。

■ く暮らしをサポートする仕組み

✓ だい かいおよ だい かい しんたいしょうがい かた じれいけんとう おこな ちいきかだい しゃかい
第1回及び第2回にて、身体障害の方の事例検討を行い、地域課題や社会

しげん ほんにん と ま かんきょう じょうきょう み か はか
資源など、ご本人たちを取り巻く環境や状況の見える化を図った。

✓ だい かい りょうじれい つう ちゅうしゅつ ちいきかだい しゃかいしげん しんたい
第3回では、両事例を通じて、抽出された地域課題や社会資源から、身体

しょうがい かた ひつよう く し く けんとう
障害の方に必要な暮らしをサポートする仕組みについて、検討

✓ らいねんど と ふ ちてきしょうがい かた じれいけんとう つう
来年度は、ここまでのやり取りを踏まえ、知的障害の方の事例検討を通じ

く し く けんとう
て、暮らしをサポートする仕組みについて検討していく。

い か
以下、ポイント

ち い き か だ い
【地域課題】

せ い か つ か ん き ょ う
✓ 生活環境

さ か み ち せ ま ほ ど う お お じ り き く る ま い す い ど う こ ん な ん
■ 坂道や狭い歩道が多く、自力での車椅子移動が困難

じ ゅ ん か い と う い ど う し ゅ だ ん ふ そ く が い し ゅ つ た か
■ 巡回タクシー等の移動手段が不足しており、外出のハードルが高い

つ う し ょ し せ つ そ う げ い ぶ そ く
■ 通所施設の送迎サービス不足

きょじゅうかんきょう きょじゅうし えん

✓ 居住環境・居住支援

じゅうたく ふ そく ぶっけんかくほ

こうしょう じょせい かだい

■ バリアフリー住宅の不足と、物件確保のための交渉・助成の課題

くない きょじゅうし えん ほうじん そんざい

す

そうだんき の う よわ

■ 区内に居住支援法人が存在せず、住まいの相談機能が弱い

ふくし

ふ そく こうはく

✓ 福祉サービスの不足と空白

しんこく

ぶ そく

していとくていそうだんし えん じぎょうしょ ふ そく

■ 深刻なヘルパー不足、および指定特定相談支援事業所の不足

はいしょく

ねんまつねんし ていし

とくていきかん しょく かくほ

■ 配食サービスが年末年始に停止するなど、特定期間の食の確保に

ふ あん

不安がある

じょうほう
✓ 情報・コミュニティ

■ たん しりょう お はい か とど じょうほうはっしん かた も さ く
単に資料を置だけ(配架)ではない、届く情報発信のあり方の模索

■ かつよう か く さ さき し え ん ひつようせい
オンライン活用の格差と、それを支える支援の必要性

■ よ か かつどう けいけん ば ふ そ く じ こ じつげん き かい すく
余暇活動を経験する場そのものが不足しており、自己実現の機会が少
ない

こんご
✓ 今後

■ ぜんてい き そ ん しげん どう し
「あるものはある」という前提で、既存の資源同士をどうつなぐか

■ ふ そ く しげん せんりやくてき ふ
不足している資源をどう戦略的に増やしていくか

しゃかいしげん
【社会資源】

しげん せいど せんもんきかん
【フォーマル資源(制度・専門機関)】

	内容
そうだんしえん 相談支援	しょうがいふくしか きかん そうだんしえん ちいきせいかつしえん 障害福祉課、基幹相談支援センター、地域生活支援 きよてん していとくてい そうだんしえん じぎょうしょ 拠点、指定特定相談支援事業所、ケアマネジャー
しょうがいふくし 障害福祉サービス	きょたくかいご じゅうどほうもんかいご いどうしえん ほうもん 居宅介護、重度訪問介護、移動支援、訪問リハビリ、 ふくしょうぐ けいかく そうだん 福祉用具、計画相談

す せいかつ 住まい・生活	じゅうたく く え い じゅうたく きょじゅうしえんきょうぎ かい じゅうたく すまいる住宅、区営住宅、居住支援協議会、住宅 かいしゅう ほうもんしゅうしゅう はいしょく 改修、ごみ訪問収 集サービス、配食サービス
きんせん かんり けんりようご 金銭管理・権利擁護	せいかつ ほ ご しょうがいねんきん ふくしてあて と え い こうつう きんせん 生活保護、障害年金、福祉手当、都営交通パス、金銭 かんり しゃかいふくしきょうぎ かい せいねんこうけん ほうりつそうだん 管理（社会福祉協議会）、成年後見、法律相談
しゅうろう いりょう 就労・医療	しゅうろうし えん い 就労支援センター、ハローワーク、かかりつけ医
た その他	ひ なん こうどうようしえんしゃめい ぼ ぶんきょう ち い き 避難行動要支援者名簿、文京ユアストーリー、地域 かつどうし えん 活動支援センター

【インフォーマル資源(地域・民間・つながり)】

✓ 地域活動・共助

■ 生協などの共同購入を通じた地域間のつながり

■ 民生委員、町会、学生ボランティア、家族会、当事者団体

■ 知人・友人(学校・通所先)、将来を共に考えてくれる人

✓ 交流・居場所・余暇

■ サロン(拠点・オンライン)、OB会、趣味の集まり(押し活・オフ活)

■ 障害の有無を問わない交流の場

✓ 民間サービス・テクノロジー

■ オンラインサービスの活用支援(使い方のサポート)

■ 文京区版P A制度、株式会社御用聞き、社協いきいきサービス

■ ネット販売、見守りシステム、Apple Watch、SNS、車椅子可タクシー

いじょう
以上

文京区障害者地域自立支援協議会 全体会

令和7年度
権利擁護専門部会 報告

令和8年3月3日（火）全体会

内容

01

権利擁護専門
部会の役割に
ついて

02

これまでの権利
擁護専門部会
の取組み

03

令和7年度の権
利擁護専門部
会の取組み

04

来年度からの
取組みについて

1

権利擁護専門部会の役割について

- ☑ 文京区障害者地域自立支援協議会の中での位置づけ
 - ▶「障害者の権利擁護の取組みや虐待を予防するための仕組みについて検討する」部会
 - ▶今年度は・・・
 - 「権利擁護の意識醸成および制度の利用促進、並びに関係機関との連携について検討する」

- ☑ 部会の構成メンバー
 - ▶障害当事者の方
 - ▶障害の相談支援機関や事業所の方
 - ▶法律や福祉の専門職の方
 - ▶行政職員 など

2

これまでの権利擁護専門部会の取組み

☑ 令和元年度

▶知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換を開催。講師は司法書士。

☑ 令和3年度

▶当事者部会との合同開催で、当事者部会委員の体験談の発表から意思決定支援を考える。

☑ 令和4～6年度

▶成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージおよびライフイベントにおける必要な支援とは」という視野に広げて検討を行った。

様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考えた結果、必要な支援や相談支援機関につながるようなものとして、「**「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド**」を作成した。

2

これまでの権利擁護専門部会の取組み

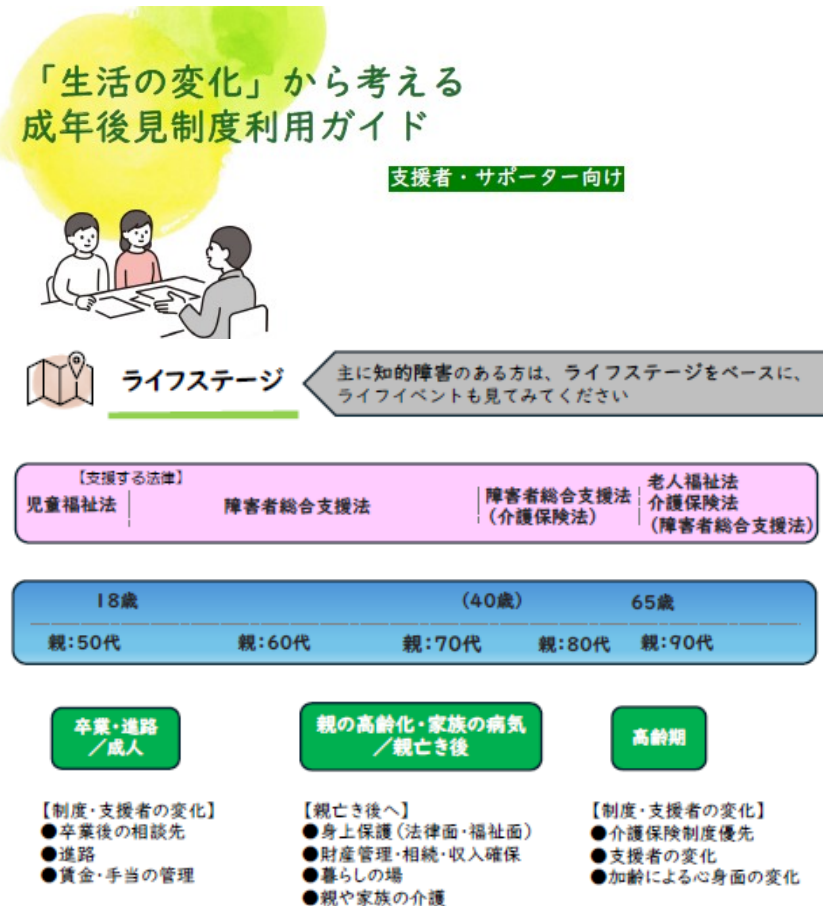
令和4～6年度



「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド

このガイドは、まずは支援者を対象として作成し、既存の制度や関係機関のパンフレット等に掲載、挟み込む形での利用を想定している。

学校卒業・親なきあと・高齢期などのライフステージや、住まい・仕事・お金などライフイベントの際に大きく変化が生じる事柄ごとに、検討が必要となる項目を記載し、ご本人が将来を見据えて、成年後見制度活用を含めた生活について検討できるようなものとして作成した。



③ 令和7年度の権利擁護専門部会の取組み

権利擁護専門部会にて、今期（令和7～9年度）検討する内容について話し合いを行った。

権利擁護専門部会の部会員が日ごろ係わっているフィールドや生活の中で、「権利擁護」に関する課題を出し合い、意見交換したことに加え、文京区障害者地域自立支援協議会の他部会の主に部会長から聞き取りさせていただいた内容や当事者部会の方にご協力いただいたアンケートの回答を踏まえ、来年度から話し合う内容を決定した。



いただいたご意見などは、以下の5つのカテゴリーに分類

①「後見関係」

②「権利侵害」

③「住まい」

④「意思決定支援」

⑤「その他」

3

令和7年度の権利擁護専門部会の取組み

①「後見関係」

制度の利用促進、後見人等と相談支援機関との連携、地域の専門職との連携、専門職後見人と市民後見人との違いや啓発、権利擁護専門部会にて作成した「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」の活用方法について

②「権利侵害」

虐待が起こる構造、虐待発生から相談や支援体制に至るまでの流れ、消費者被害

③「住まい」

一人暮らしの地域サポート、障害があることで住み替えが困難になった経験、住まいの選択の課題

④「意思決定支援」

家族や支援者の代行決定・理解不足、意思形成のための経験と環境整備

⑤「その他」

障害がある方への投票支援活動、情報格差、福祉教育・障害がある方への理解、支援者・保護者・関係機関が連携して動ける仕組み

③ 令和7年度の権利擁護専門部会の取組み



5つのカテゴリーに分類したものを委員で意見交換したところ、
「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイドのブラッシュアップ」
「住まいのこと。文京区に住まうということ」
「基本的な考え方として自己決定、意思決定支援」

の3点に多くの意見があがった。



権利擁護専門部会にて話し合うテーマとして、個別の課題にターゲットを絞りすぎず、一方で抽象的すぎにならないような検討をするという観点で再度検討



「住まい」と

「後見関係」の中の特に「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」

について取り組むことに決定した。

4

来年度からの取組みについて

今年度の話し合いの結果を踏まえ、

「住まい」と「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」の
2つのテーマについて取り組む。

「住まい（文京区に「住もう」）」について…

障害のある方の特に賃貸借契約について、障害の有無に関係なく「住まい」の選択がしやすくなる環境や、障害への偏見などをどのようになくしていくのかについて検討する予定。

「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」について…

ガイドをより使いやすいものにしていくため、実際の利用状況のモニタリングや内容の見直し、ガイドの利用対象者の再検討、成年後見制度以外に活用できる制度などの掲載について検討する予定。

れいわ ねんど しょうがい とうじしゃ ぶかい
令和7年度 障害当事者部会

かつどうほうこく
活動報告

れいわ ねんど とうじしゃぶかい と く けんとう
令和7年度 当事者部会の取り組みについて検討

- れいわ ねんど ひ つづ ぼうさい と く
• 令和6年度に引き続き、防災をテーマに取り組みたい。
- ひなんせいかつ かだい はあく やくざいしかい いけん こうかん
• 避難生活の課題把握や薬剤師会との意見交換など、
じっせんてき かつどう
より実践的に活動していきたい。

だい かい
第1回
(7/4)

こんねんど と く けんとう
今年度の取り組みについて検討

だい かい
第2回
(10/10)

やくざいしかい く と あ ないよう きょうゆう
薬剤師会、区へ問い合わせた内容を共有

だい かい
第3回
(12/15)

ぼうさい
防災アドバイザーによるワークショップ

だい かい しょうがいとうじしゃぶかい 第2回 障害当事者部会

さいがいじ いやくひん 災害時の医薬品について

- やくざいしかい く と あ ないよう きょうゆう
・ 薬剤師会、区へ問い合わせた内容を共有。
- ひなんじょ せっち いりようきゅうごしょ くすり さいこ さいがいじやくじ とお
・ 避難所に設置される医療救護所に薬の在庫がなければ、災害時薬事センターを通し
とうきょうと く ちょうたつ ところ しくみ
て東京都や区が調達を試みる仕組みがある。
- さいがいじ そな くすり よび じゅんび ひなんじ くすりてちょう も だ たいせつ
・ 災害時に備えて薬の予備を準備すること、避難時にお薬手帳を持ち出すことが大切。

ぼうさい はけんじぎょう かつよう ぼうさいくんれん 防災アドバイザー派遣事業を活用した防災訓練について

- く じっし ぼうさい はけんじぎょう かつよう ぼうさい かん がくしゅう くんれん ていあん
・ 区で実施している防災アドバイザー派遣事業を活用し、防災に関する学習・訓練の提案。

第3回 障害当事者部会（防災ワークショップ）

防災アドバイザーによる防災ワークショップ

- 2つのテーマについて考え、不安や意見を付箋に書き出し、模造紙に整理。
- 障害特性を踏まえた上で、課題への対応を検討。
- 防災アドバイザーからアドバイスを受けながら学習・訓練を実施。

テーマ
1

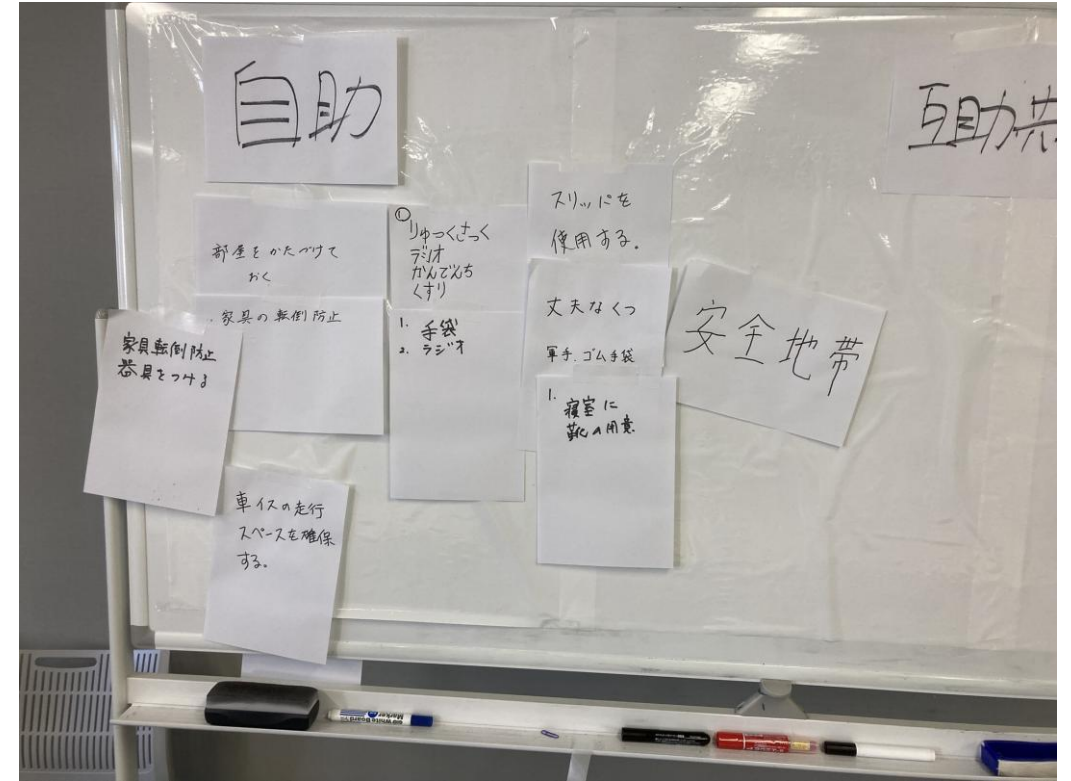
自宅で大きな揺れを感じた時、ケガをしないようにするには、どんな準備をするといいか考えてみましょう。

テーマ
2

電気や水道ガスを一切使わないで、一週間、自宅(ホーム)キャンプして過ごすとしたらどんなものがあつたか、考えてみましょう。

第3回 障害当事者部会 (防災ワークショップ)

防災ワークショップの様子



だい かい
第3回

しょうがいとうじしゃ ぶかい ぼうさい
障害当事者部会（防災ワークショップ）

テーマ① : じたく おお ゆ かん とき
自宅で大きな揺れを感じた時、ケガをしないようにするには、
じゅんび かんが
どんな準備をするといいか考えてみましょう。

くるま そうこう
車いすの走行
スペースを かく
確保する

くつ
スリッパや靴
をはく
を履く

ぐんて て
軍手・ゴム手
ぶくろ ようい
袋を用意する

あんぜんちたい つく
安全地帯を作
る

ぼうさい
防災アドバイザーより

かぐ てんとうぼうしたいさく あんぜんちたい かくほ たいせつ
家具の転倒防止対策、安全地帯の確保が大切。

しょう ん ひなんけいろ かくほ など
使用していないコンセントを抜いておく、避難経路を確保しておく等。

テーマ② : ^{でんき すいどう いっさいつか いっしゅうかん じたく} 電気や水道ガスを一切使わないで、一週間、自宅(ホーム)キャンプして
^{す ひつよう かんが} 過ごすとしたらどんなものが必要か、考えてみましょう。

しょくりょう みず
食料・水

じゅうでん
充電バッ
テリー

ぼうかんぎ
防寒着

かいちゅうでんとう
懐中電灯

ラジオ

かんい
簡易トイレ

ぼうさい
防災アドバイザーより

^{いっしゅうかんぶん しょくりょうびちくくすり かくほ すいしょう じぶん かんい ようい}
一週間分の食料備蓄や薬の確保を推奨。自分にあった簡易トイレを用意
^{ふくしょうぐ と あつか てん さまざま はんばい}
しておく。福祉用具取り扱い店には様々なポータブルトイレが販売され
^{た きゅうきゅう など}
ている。その他、救急セットやハサミ、テープ等。

だい かい しょうがいとうじしゃ ぶかい ぼうさい 第3回 障害当事者部会 (防災ワークショップ)

ぼうさい ようす 防災ワークショップの様子



第3回 障害当事者部会（防災ワークショップ）

第3回 防災ワークショップを踏まえた感想・意見

- 災害への備えについて他委員や防災アドバイザーからの多様な意見を聞き、自身の見落としに気付くことができた。
- 簡易トイレがない場合には、新聞紙を活用する方法があることを知った。
- 自宅で一週間過ごすことができるよう準備を進めていきたい。
- 不眠が続くと不調になるため、次回の診察で一週間分の眠剤を処方してもらおうと思う。
- 災害時は神経過敏により動揺が予想されるため、心が傷つかないように備えたい。
- 災害について今後も学びを深めていきたい。 など

令和7年度障害者地域自立支援協議会 (全体会)

子ども支援専門部会報告

令和7年度子ども支援専門部会

令和6年度に開催した研修会から、以下の切れ目があることが分かった。

- ・縦（年代）の切れ目：幼児期から学齢期にかけての切れ目や、18歳の切れ目等
- ・横（分野）の切れ目：放デイや計画相談、行政等の各機関の切れ目

→令和7年度は切れ目をつなぎ目にすることを目的に、研修会を行った。

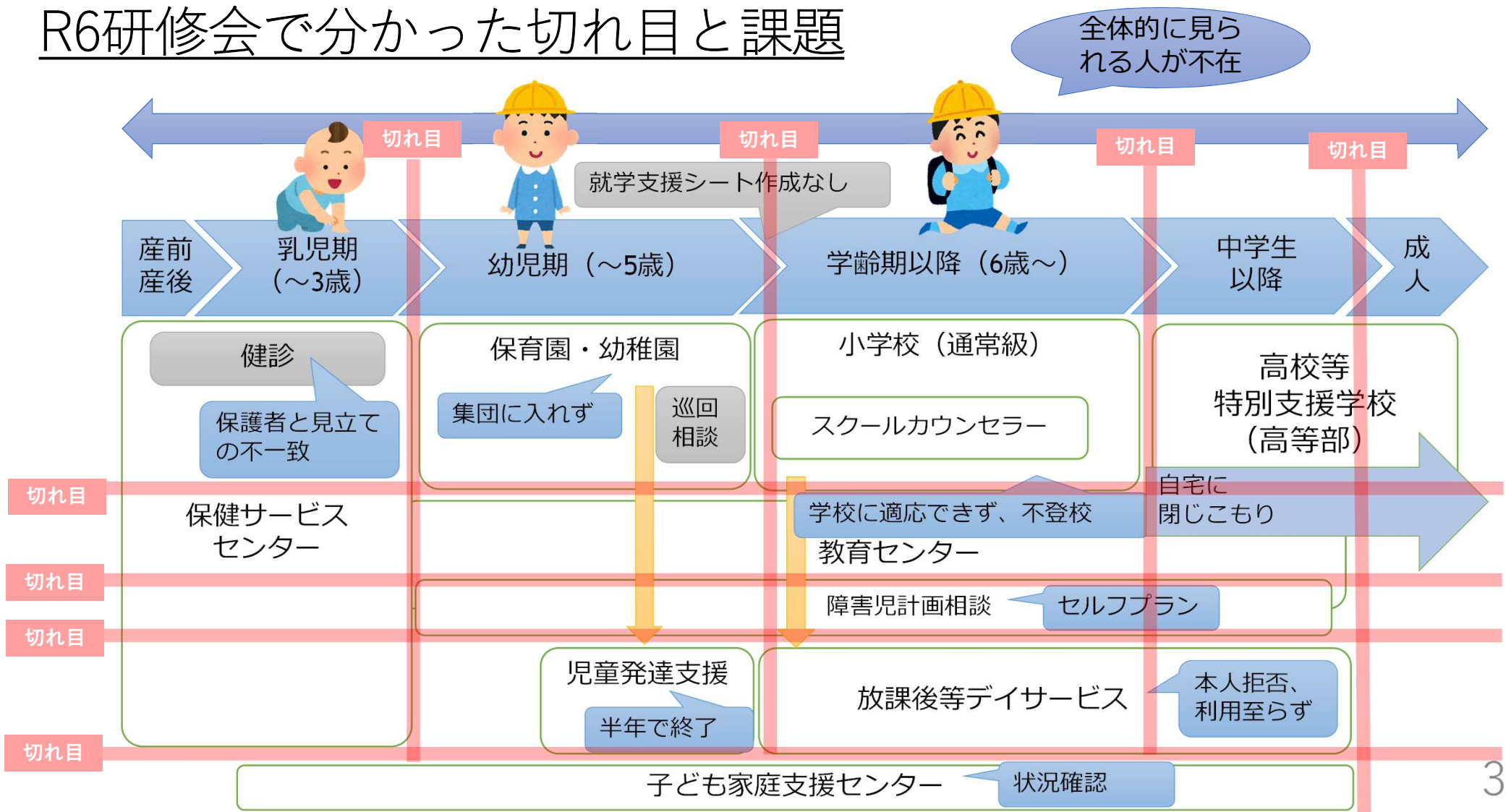
第1回 研修会の準備

第2回 8月研修会の実施

第3回 研修会の振り返り、9月研修会の実施

第4回 令和7年度総括、令和8年度実施方針について意見交換

R6研修会で分かった切れ目と課題



※令和5年度第1回子ども支援専門部会資料より抜粋、加工

8月研修会「教育と医療と福祉の顔が見える関係を深める ～切れ目をつなぎ目に～」

(1) 地域資源の紹介

児童相談所の紹介、放課後等デイサービスの現状と課題

(2) 事例検討・小グループディスカッション

(3) 学識経験者による総括

<参加者>

教育関係者（区立小中学校教諭、管理職、特別支援学校教諭等）23名

教育センター（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）14名

福祉事業所（区内放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援事業所等）28名

医療関係（医師、看護師、ソーシャルワーカー等）5名

行政（福祉政策課、子ども家庭支援センター）9名

学識経験者 2名

総合計 81 名

8月研修会の実施 (1) 地域資源の紹介

児童相談所

1. 区民からの相談内容の内訳（開設後2か月間における）
約8割：養護相談（虐待等）
約1割：障害相談（主に愛の手帳判定関連）
2. 障害児分野における児相の主な役割
 - ▶ 施設利用・入所決定
 - ▶ 在宅支援の方針決定（通所・地域支援利用）
3. 現状、以下の課題を抱えている。
 - ① 計画的な職員採用
 - ② 人材育成
 - ③ 支援者支援

※経験豊富な職員が高齢化しており、定年・任期満了を迎える人材が多い点が主な課題。
4. 文京区の相談は医学的・法的対応が必要な慎重なケースが多い。

放課後等デイサービス

1. 放課後等デイサービスは、
本人支援・家族支援・地域連携
を包括的に担う場として位置づけられている。
2. 文京区では
 - ・事業所数
 - ・受給者数 → すべて増加傾向
 - ・支給日数

※支給日数が、受入可能数を約2,000日上回る。
依然として不足。
3. ガイドライン改定→事務作業も増加
4. 家族支援 & 関係機関との連携が不可欠
子ども・支援者双方のQOL向上が課題。
5. 情報共有は子どもの支援だけでなく、支援者を孤立させない仕組みとしても重要。

8月研修会の実施 (2) 事例検討から生じた意見①

【意思決定支援の重要性】

- 支援が保護者中心になりがち。本人の意見を丁寧に引き出す支援が必要。
- 支援者は「本人の声を聞いているつもり」で押しつけになっていることが多いのではないか。本人には、意見を表明できる感覚を持ってほしい。
- 支援者は目の前の子どもに集中しすぎて、過去や将来を見失う傾向がある。長期的視点での支援記録が、支援者自身の省察にもつながる。子どもの自己主張力を育て、大人が決めすぎない支援を再考すべき。
- 現在の支援は親子・支援者間の上下関係による“強い紐帯”に偏り、本人の自己決定を阻む。対等でゆるやかな“弱い紐帯”（友人・居場所など）を地域資源として育てることが必要。文京区には大学など多様な社会資源があり、これを活かして新たな「弱い紐帯づくり」を推進すべき。

【情報共有への言及】

- 対面での連携が難しい場合はオンライン会議を活用し、各機関の考え方や支援方針を共有することが協働促進につながる。
- 支援履歴や計画を共有できるツール整備も望まれるが、個人情報や勤務形態の違いが障壁。
- 情報共有は「子どものため」であることを忘れず、形骸化した書類主義を避けるべき。
- 情報共有が「障害の克服」や「健常化」に偏りやすく、本人理解につながらない。本人の苦悩を共有し、エンパワーメントを軸に支援する姿勢が重要。意思決定を支援し、本人を「支援される客体」から「主体」へ変えることが求められる。

8月研修会の実施 (2) 事例検討から生じた意見②

【教育・福祉の協働】

- 学校・福祉・医療・家庭がそれぞれ尽力しているが、地域目線が弱い。協働には「共通のゴール設定」と「支援計画の共有」が不可欠で、保護者の同意を得て積極的に共有したい。

【家族支援について】

- 家庭が安定すると支援が後回しにされる傾向があり、安定期も重要な支援時期とする意識が必要。
- 保護者の自立支援も重要で、相談に依存しすぎず、考える力を育てる支援が求められる。

【正確な情報提供】

- SNS上の誤情報も多く、オンライン以外の信頼できる保護者ネットワークづくりが課題。「小1の壁」など、ライフステージごとの情報提供で保護者の混乱を防ぐ。

9月研修会の実施 事例検討から生じた意見

① 特性理解と切れ目のない支援体制

- ・ 児童福祉法の制度上、18歳以降は支援の継続が難しく、18歳になる前に関係者が集まり支援方針を共有する仕組みが必要。
- ・ 特別支援学校の普通科以外ではセンター機能が弱く、支援のこぼれが懸念される。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点を共通相談窓口とする提案も。
- ・ 「18歳の壁」を法的区切りで終わらせず、10代後半からの意思決定支援を含む切れ目のない体制づくりが課題。

② 中高生の相談先と居場所づくり

- ・ 子どもは支援者ごとに異なる姿を見せるため、多面的・立体的な理解が必要。
- ・ 民間の居場所事業には成功事例があるが、個人情報への制約や経営上の不安定さが課題。
- ・ 行政と民間の中間的な立ち位置で、継続的かつ柔軟な支援の場を構築する必要がある。

③ 本人中心の支援と意思決定支援

- ・ 保護者主導ではなく、本人の意思に基づく支援を重視。居場所での観察を通じて適切なサービスを組み合わせる。
- ・ 計画相談や医療との連携を通じて、本人の社会性や就労の可能性を広げることが重要。
- ・ 制度的・年齢的な断絶を超え、地域や多機関連携によるつなぐ「のりしろ」を広げていくことが大事。

令和8年度に向けて

8月研修会 アンケート結果

1. 今後の業務の参考（関連知識の幅が広がったなど）
となりましたか？

➤ 参考になった 93%、やや参考になった 0%、
どちらともいえない 7%

2. グループワークを通して顔の見える関係
が構築できましたか？

➤ できた 40%、少しできた 13%、
どちらともいえない 47%

1. 次回を開催した場合、参加したいと思いますか？

➤ また参加したい 87%、
どちらともいえない 13%

「できた」は
半数にとどまる



次のステップ
が必要？

次のステップに向けて

第3回（研修会振り返り）における委員からの提案

この2年間で、顔の見える関係性の土壌は作ってきた。

→ 分野ごとの課題を整理し、一步踏み込んだ議論が必要ではないか？

→ 文京区としての共通価値を醸成するために、子どもの意思形成や意思決定を支える事例を検討。



【令和8年度のテーマ】

インクルーシブ教育・保育

令和 8 年度 実施案

【テーマ】

インクルーシブ教育を支える多職種連携を考える

～学校と放課後等デイサービスの協働実践を手がかりに、子どもの発達保障のあり方を探る～

- ・ 放課後等デイサービスの「生の実践」を紹介し、児童発達支援への理解を深める
- ・ 教育と福祉が協働して支援した事例を通して、インクルーシブ教育の可能性を考える
- ・ 現在の枠組みのなかでどのようにしたら子どもの発達を保障できるか？議論を深める

【例】

- ・ 放課後等デイサービスの実践報告（30分）
- ・ 放課後等デイサービスと学校が協働したインクルーシブ教育実践について事例報告（30分）
～休憩（10分）～
- ・ 小グループでディスカッション（50分）
- ・ パネルディスカッション（40分）
- ・ 全体でシェアリング（15分）
- ・ アンケート回収（5分）

れい わ ね ん ど し ょ う が い し ゃ ち い き じ り つ
令和7年度障害者地域自立
し え ん き ょ う ぎ か い ぜ ん た い か い
支援協議会 全体会

し ゅ う ろ う し え ん せ ん も ん ぶ か い
就労支援専門部会

[目次]

01

令和7年度 就労支援専門部会の取り組み

02

就労選択支援事業とは？

03

モデル事例の報告

04

質疑応答

[目次]

01

令和7年度 就労支援専門部会の取り組み

02

就労選択支援事業とは？

03

モデル事例の報告

04

質疑応答

就労選択支援で

可能性を見つけよう！

利用できるサービスの幅が広がる

共通したアセスメントやサービス内容の流れを理解した事業所が増え、アセスメント場面等、選択肢の幅が増やせる。

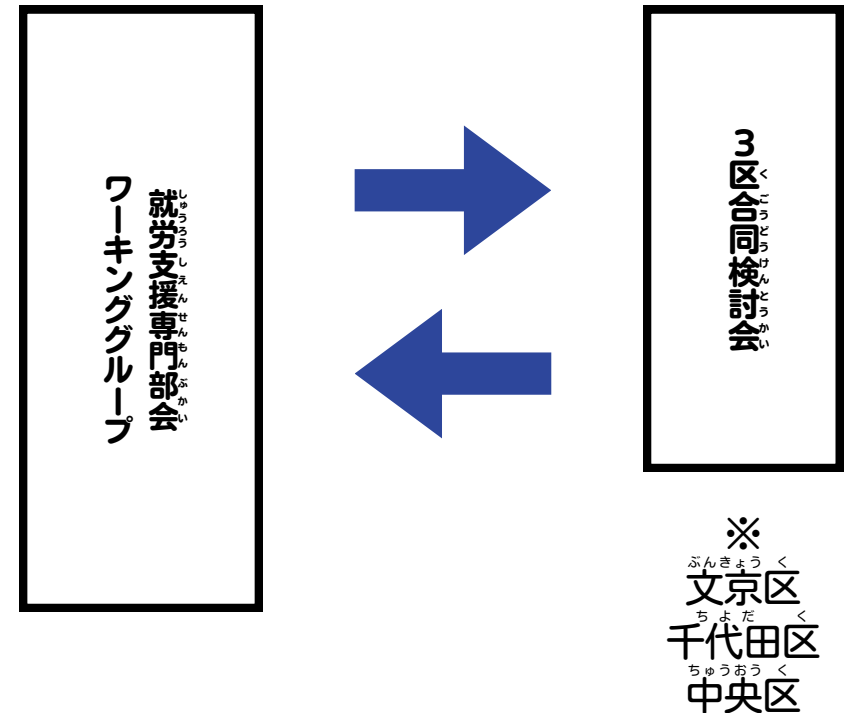
事業開始後の利用しやすさの向上

アセスメントやサービス内容の流れが共通化され、事業者ごとの関係機関同士の調整が最小限となり、利用者にとってもわかりやすく利用しやすさにつながる。

支援の質の向上

区をまたいで、事業所間のネットワークが強化されるだけでなく、協力し合うことで情報の偏りや過不足ない情報提供が行いやすくなり、支援の質の向上を図れる。

【検討の流れ】



01

就労選択支援の周知

チラシの作成・周知方法・周知先の選定など

02

地域の社会資源を把握する

各社会資源が就労選択支援にどう関
わることになるのか共通認識をもつ

03

アセスメントの実施方法

04

アセスメントシート・ツールは何 を使うか

事業所独自のシートとツール

共通のシートとツール（就労支援のためのアセス
メントシート・BWAP2）

05

多機関連携によるケース会議の進 め方・確認する項目

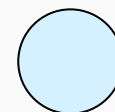
チェックリストの作成

06

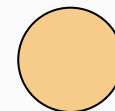
フィードバックの方法とフィード バックシートの検討

07

就労選択支援事業の地域における ワークフローや流れの確認



部会等⇒3区検討会



3区検討会⇒部会等

令和7年度スケジュール

.....

就労支援専門部会

7月

第1回

8月

9月

10月

第2回

11月

12月

1月

第3回

2月

ワーキンググループ

第1回

第2回

第3回

第4回

第5回

支援者研修会

第2回

第3回

第4回

合同検討会

3区
第1回

第2回

第3回

第4回

はたら かた み
働き方をいっしょに見つける

いし けつ たい さい じ
意思決定支援

「就労選択支援」

はじめります

きん げん けい さい じ
勤機づけ支援

作業の様子などをもとに得意・苦手、必要な配慮を整理し、本人と一緒に次の一歩

(就労移行支援・就労継続支援A型・B型、一般就労など)を考えます。

就労に関する本人の意思決定を支援する就労選択支援事業所のサービスです。

サービス内容

- ・「確認」(アセスメント)：得意・苦手、体力やリズムを一緒に確かめます
- ・「体験・見学」：仕事場を見たり、作業を体験をします
- ・「えらぶ」：あなたに合う仕事・働き方・進路を一緒に考えます
- ・「つなぐ」：必要な支援機関や制度の情報提供を行います



自分に合う仕事・働き方・福祉サービスを一緒に考えていきましょう

よくあるご質問

Q. 何をしてくれるの？

A. 障害のある方が自分に合った就労先や支援サービスを選ぶように、就労選択支援員が面談や作業体験などのアセスメントを行い、希望・能力・適性を整理する支援サービスです。

Q. 料金はかかりますか？

A. 他の障害福祉サービスと同様の自己負担があります。ただし、収入・所得に応じて上限が設定されます。利用される方の年齢によっても異なりますので、詳細は下記窓口へご確認ください。

Q. 誰が利用できますか？

A. 就労移行支援や就労継続支援A型・B型の利用をしている方、または検討している方が対象です。

Q. 利用はどのくらいの期間になりますか？

A. おおむね1か月程度の期間になります。

令和7年10月以降に新たに就労継続支援B型を利用する方は原則利用となりますが、状況に応じて従来の手続きも可能です。詳細は下記窓口へご確認ください。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の方）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある中であって、年齢や体力の面で一度就業に転用されたことのある方）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ ※希望利用期間を増やして更新を希望する者



利用ご希望の際は下記窓口にご相談下さい。

身体障害者・児	障害福祉課身体障害者支援係 03-5803-1219
知的障害者・児	障害福祉課知的障害者支援係 03-5803-1214
精神障害者・児 難病患者・児	予防対策課精神保健担当 03-5803-1847

作成：文京区障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会

Q.このサービスの目的は何ですか？（P.7）

背景として、これまで客観的な評価や配慮の整理が不足し、ミスマッチややり直しが起きやすかった課題があります。就労選択支援は、①活動機会（見学・体験等）で事実を集め、②本人参加の多機関連携会議で強み・配慮・選択肢をすり合わせ、③結果をフィードバックして次の一歩につなぐ、という、意思決定支援の仕組みです。目的は「本人が納得して選べる状態をつくる」ことであり、採用の約束やサービスの振り分けを行うものではありません。

Q.なぜ就労選択支援を使わないといけないの？（P.2,P.9）

何を選ぶか迷っている／配慮の伝え方が分からない／学校や医療、家族、就労系サービスの間で話がバラバラ、という場面では、意思決定を整えるサービスとして活用できます。

いきなり就職活動や福祉サービスを利用すると、ミスマッチが起こりやすい傾向があります。

- ①体験で適性と配慮を確認
- ②本人参加の多機関連携会議で希望と現実のすり合わせ
- ③必要な配慮事項＋次の一歩を本人と検討し、整理
- ④次の窓口へ橋渡し

この流れにより、ミスマッチを減らし、やり直しの負担を軽くします。

Q.私は利用対象に入りますか？（P.5）

今、働き方を選ぶ支援が必要（例：移行・A/B・訓練・復職等の選択で迷っている）であれば、対象です。（在学中も利用可）
就労継続支援B型の新規利用者（令和7年10月より）、就労継続支援A型新規利用者・就労移行支援の3年目の更新者（令和9年4月より）は利用必須となります。（諸条件あり）

Q.利用期間はどれくらいですか？（P.19）

期間は1か月が基本となります。

Q.費用はかかりますか？

他の障害福祉サービスと同様の自己負担があります。
収入・所得に応じて上限が設定されます。利用される方の年齢によっても異なりますので、詳細については各窓口にてご確認ください。（連絡先はチラシ参照）
（区分：生活保護世帯0円／住民税非課税世帯0円／一般1＝9,300円／一般2＝37,200円）

Q.サービス内容の流れを教えてください。（P.9）

就労選択支援は、就職を“決める”場ではなく、決めるための材料（適性・配慮・現実的な選択肢）を概ね1か月で整理する場です。面談と体験で情報を集め、本人参加の多機関連携（学校・医療・就労系機関等）で整理し、

合理的配慮事項と次の一歩を一緒に考えます。

- ①体験で適性と配慮を確認（P.22,P.24）
- ②本人参加の多機関連携会議で希望と現実のすり合わせ（P.26-P.27）
- ③必要な配慮事項＋次の一歩を本人と検討し、整理（P.28）
- ④次の窓口へ橋渡し（P.30）

Q.アセスメント結果の情報は誰に共有されますか。

1. ご本人（と必要に応じ家族）へ書面等で結果をお渡しします。
2. 相談支援専門員が関わっている場合、書面で共有します。
3. 多機関連携会議では、学校・医療・就労系機関・行政など個別ケースで必要な機関と結果を共有します。
4. サービス利用後に就労移行・A型・B型・障害者就労支援センター・就業・生活支援センター・ハローワーク等を利用する見込みの場合、ご本人の同意を得たうえで当該機関に共有します。
5. 区市町村（支給決定権者）より依頼があった場合、共有します。

Q.多機関連携会議で提案された場所に行かないといけないですか。（P.26-P.27）

会議で提案された場所に行く必要はありません。

会議ではこれから行く場所を一方的に決めるのではなく、次の一歩を一緒に考える場です。

多機関連携会議は、体験や面談で得た材料をもとに「どの選択肢が良さそうか」「必要な配慮は何か」を本人参加ですりあわせる場です。

◎行き先の決定権はご本人にあります（本人主体の意思決定支援が原則）。

◎会議内で次の一歩を決めた場合でも、“当面の第一候補”で、気持ちが変わった／条件が合わない場合は保留・再協議ができます。

Q.体験（見学・実習）は必ずしないといけないですか？（P.24）

必須ではありません。必要なときだけ体験します。今ある検討材料で足りるか一緒に確認して決めます。

主に以下のような場合に行うことがあります。

- ◎希望があった場合
- ◎特定の環境や作業場面で合理的配慮の内容を確認する必要がある場合
- ◎最近の実習・就業等の記録だけでは検討材料が不足している場合



参考：厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」

【^{もくじ}目次】

01

^{れい わ ね ん ど}令和7年度 ^{しゅうろう し え ん せんもん ぶ かい と}就労支援専門部会の取り組み

02

^{しゅうろう せんたく し え ん じぎょう}就労選択支援事業とは？

03

^{じ れ い}モデル事例 ^{ほうこく}の報告

04

^{しつぎ おうとう}質疑応答

就労選択支援事業とは？

本日は就労選択支援事業の細かなサービス内容ではなく、就労選択支援事業がどのようなことをするサービスなのかをご紹介します。

仕事の選び方って、 実はけっこう難しい



働きたいという気持ちはあるけど、実際にどう進めればよいか迷うことはありませんか。自分に合う仕事がどんなものなのか、どれくらいの時間なら無理なく続けられるのか。一般就労と福祉的就労、どちらから始めるべきか。こうした「仕事の選び方」を一人で考え、決めていくのは、思っている以上に難しいものです。

今日は、身近な「靴」と「スマホ」の選び方から、就労選択支援事業が何をお手伝いしているのかをお話しします。きっと、仕事選びのヒントが見つかるはずです。

まずは身近な例から考えてみよう

仕事選びの話をする前に、もっと身近な「選ぶ」という行動について考えてみます。私たちは日常生活の中で、さまざまなものを選んでしています。その選び方には、実は共通する大切なポイントがあるのです。





靴選びの話：合わない靴で歩き続けると…



セールで安かったから、店員さんに「今これが人気ですよ」と勧められたから。そんな理由で靴を選んだ経験はありませんか。その場では良い買い物に見えても、実際に履いてみると足が痛くなる。通勤のたびに疲れてしまう。結局、その靴は靴箱の奥で眠ってしまいます。



「自分の足と生活に合っているかどうか」を考えずに選んだ靴は、履き続けることがどんどんしんどくなっていきます。見た目が良くても、価格が安くても、自分に合っていなければ履くのを辞めてしまいます。

よくある失敗パターン

- 安いから買ってしまった
- 試し履きをしなかった
- 人気だから選んだ
- 使う場面を考えなかった



スマホ選びの話

決めてもらう？ 丸投げされる？



パターン1：決めつけ

「これが一番人気ですよ」と店員さんに言われて、そのまま決めてしまう。本当に自分に必要な機能なのか、考える間もなく契約してしまった。

パターン2：丸投げ

「どれでも同じですよ。好きなを選んでください」と言われて、スペック表だけ渡される。専門用語ばかりで、何を基準に選べばいいのか分からなくなってしまった。

どちらのパターンも、本人が「何を大事にしたいか」「どんな使い方をするのか」をちゃんと考えないまま、なんとなく機種だけが決まっていきます。電池がどれくらい持つてほしいのか、画面の見やすさをどれくらい大事にしたいのか、料金はどのくらいまでなら安心か。こうした「自分の条件」を整理せずに選んでしまうと、後で後悔することになるのです。

うまく選^えべたときには、
何^{なに}をしていましたか？



靴^{くつ}やスマホを、うまく選^えべたときのことを思い出^{おも}して^だみてください。
きっと、ある共通^{きょうつう}した順^{じゅん}番^{ばん}で考^{かん}えて^がいたはず^{です}。

それは偶^{ぐう}然^{ぜん}ではなく、「選^えぶ」という行^{こう}動^{どう}に必^ひ要^つなス^すテッ^てプ^ぷな^のです。

靴もスマホも、うまく選べたときにやっていること



靴・スマホがうまく選べた時

- 足が痛くない靴を探す
- 仕事用か休日用かを決めてから選ぶ
- 電池・画面・料金など、優先順位を決めて機種を選ぶ
- 試し履き、実機を触ってから決める

など...



その時にやっていた「選び方のコツ」

- 自分が「何に困っているか」をはっきりさせる
- 「何を大事にしたいか（条件）」を整理する
- いくつか候補を比べて、試してから決める

など...

まず、「今どんなことで困っているか」をはっきりさせます。足が痛いのか、滑りやすいのか。電池が持たないのか、画面が見づらいのか。次に、「自分が何を大事にしたいか」を整理します。痛くないことが一番大事なのか、料金はいくらまでなのか。そのうえで、いくつか候補を並べ、比べて、靴なら試し履き、スマホなら触ってみて、最終的に決めていたのではないのでしょうか。

じつ 実はこの「^{えら}選ぶ^{かた}方」、

^{しごと}仕事^{えら}選ぶにもそのまま^あ当てはまるのです



^{こま}困りごとを^{せいり}整理

^{いま}今、^{なん}何で^{こま}困っているのか、^{ふあん}どんな不安があるのかを^{ことば}言葉にする



^{じょうけん}条件を^{せいり}整理

自分が^{だいじ}大事にしたいこと、^{ゆず}譲れないことを^{めいかく}明確にする



^{こうほ}候補を^{ひかく}比較

いくつかの^{せんたくし}選択肢を^{なら}並べて、それぞれの^{とくちょう}特徴^みを見る



^{ため}試してから^{けってい}決定

^{けんがく}見学や^{さぎょうたいけん}作業体験をして、^{じっさい}実際の^{かんかく}感覚を^{たし}確かめてから^き決める

^{くつ}靴やスマホを^{えら}選ぶときのステップは、そのまま仕事を選ぶときにも^{つか}使えるのです。

^{ちが}違うのは、^{えら}選ぶ対象が「^{くつ}靴」から「^{はたら}働き^{かた}方」に^か変わるだけ。^{きほんてき}基本的な^{かんが}考え方は^{おな}同じなのです。

この「^{えら}^{かた}選び方」を^{しゅうろうせんたくしえんいん}就労選択支援員と^{いっしょ}一緒にやるのが ^{しゅうろうせんたくしえん}就労選択支援です

^{しゅうろうせんたくしえんじぎょう}就労選択支援事業は、この「^{えら}^{かた}選び方」のステップを、^{しごと}仕事について^{いっしょ}一緒に
^{すす}進めていくサービスです。

^{ひとり}一人では^{せいり}整理しにくいことも、^{たいわ}対話を^{つう}通じて^{すこ}少しずつ^{ことば}言葉にしていきます。
^{いそ}急いで^き決める^{ひつよう}必要はありません。

それぞれのペースで、^{なっとく}納得できるまで^{いっしょ}一緒に^{かんが}考えます。

就労選択支援事業でやっていること

01

01 困りごとの整理

「今、どんなことで困っているか」「どんな不安があるか」を一緒に整理します。仕事が続かない理由、不安が強くなる時、体調が不安定になるパターンなど、丁寧に聞き取ります。

03

03 選択肢の提示

一般就労なのか、福祉的な就労サービスなのか、短時間から始めるのか。ご本人の条件に合いそうな選択肢を、いくつか並べて説明します。それぞれの特徴、メリット、注意点もお伝えします。

02

02 条件の言語化

「何を大事にしたいか」「どんな働き方なら続けられそうか」を一緒に考えます。週に何日くらい、一日何時間くらい。人とどれくらい関わる仕事がいいか。通勤時間や体調のこと。そういった条件を一緒に言葉にしていきます。

04

04 体験と方向性の決定

見学や作業体験、職場実習などの「お試し」を通じて、実際の感覚を確かめます。その体験をもとに、「このルートで行こう」という次の目指す方向性を一緒に決めていきます。

具体的に^{ぐたいてき}には^{いっしょ}こんなことを^{かんが}一緒に考えます

働き方^{はたらかた}の条件^{じょうけん}

- 週^{しゅう}に何日^{なんにち}くらいなら続け^{つづ}られそうか
- 一日^{いちにち}何時間^{なんじかん}くらいが無理^{むり}のない範囲^{はんい}か
- 通勤^{つうきん}通所^{つうしょ}時間^{じかん}はどれくらいまでなら大丈夫^{だいじょうぶ}か
- 体調^{たいちょう}や服薬^{ふくやく}のタイミングで気^きをつけることは

仕事内容^{しごとないよう}の希望^{きぼう}

- 人と話^{はな}す仕事^{しごと}がいか、黙々^{もくもく}とする作業^{さぎょう}の方が合^あうか
- 立ち仕事^{たちしごと}か座り仕事^{すわしごと}か
- どんな作業^{さぎょう}なら集中^{しゅうちゅう}できそうか
- 苦手^{にがて}な環境^{かんきょう}（音^{おと}、光^{ひかり}、温度^{おん}など）はあるか

サポート^{さぽーと}の希望^{きぼう}

- どんなサポートがあると安心^{あんしん}か
- 困^{こま}ったときに相談^{そうだん}できる環境^{かんきょう}は必要^{ひつよう}か
- 段階^{だんか}的に時間^{かいてき}や日数^{じかん}を増^{いっすう}やしていきたいか
- 職場^{しょくば}、事業所^{じぎょうしょ}で配慮^{はいりょ}してほしいことはあるか

どの条件^{じょうけん}を一緒に^{いっしょ}整理^{せいり}するかは、人^{ひと}それぞれ変わ^かります。

まとめ：就労選択支援は 「正解の選択肢を見つける」のではなく 「選び方を一緒に考える」サービス

就労選択支援は…

「ここに行けば、すぐに自分に合った正解の仕事が見つかります」というサービスではありません。

そうではなくて、靴やスマホと一緒に選ぶときのように、自分が何に困っているのか、何を大事にしたいのか、いくつかの選択肢の中からどれが自分に合いそうか。その「選び方そのもの」を一緒に考えるサービスです。

一回で完璧な答えを出すことよりも、納得して次のステップに進めることを大切にするサービスです。

[目次]

01

令和7年度 就労支援専門部会の取り組み

02

就労選択支援事業とは？

03

モデル事例の報告

04

質疑応答

モデル事例（3日間の試行実施版）

目的

就労選択支援事業の流れについて、実際の流れで試行することによって、今後検討が必要なことや改善が必要なことを整理する。

参加メンバー

- (1) 区内就労選択支援事業所
- (2) ご協力頂く事業所の利用者
- (3) 同事業所支援者
- (4) 同利用者の方に関わっている関係機関
- (5) 障害者就労支援センター

期間・内容

1月

15日：インテーク、作業場面のアセスメント

21日：作業場面のアセスメント

28日：多機関連携会議

(計3日間)